

西条市広告掲載事業実施要綱

平成 18 年 5 月 29 日

訓令第 15 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日訓令第 2 号

改正 平成 28 年 2 月 1 日訓令第 1 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日訓令第 7 号

改正 平成 29 年 6 月 26 日訓令第 25 号

改正 平成 29 年 11 月 28 日訓令第 35 号

改正 令和 2 年 3 月 23 日訓令第 6 号

改正 令和 2 年 7 月 1 日訓令第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、西条市の資産（以下「市資産」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等（以下「企業等」という。）の事業活動を促進するとともに、企業等との協働により市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として実施する広告掲載事業の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報等印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載事業 広告媒体に企業等の広告を掲載し、又は掲出し、その対価として広告料（対価としての物品や役務の提供を受ける場合を含む。以下同じ。）を徴収することをいう。

(広告掲載事業の対象制限等)

第 3 条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性又は宗教性があるもの

(5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

(6) 青少年の健全育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの

(7) その他市長が広告媒体に掲載する広告として不適当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、国、地方公共団体その他の公共団体が公用若しくは公共のために表示し、又はこれらの委託を受けて表示されるもの、行政財産の使用許可に基づき企業等を設置する者が、当該使用許可を受けた財産において当該企業等の名称その他自己事業等の内容について表示するものその他広告料を徴収することが適当でないと認められるものについては、広告掲載事業の対象としないことができる。

3 第1項に定めるもののほか、広告掲載事業の実施基準等については、別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、広告掲載事業を実施する部長が別に定める。

(広告媒体ごとに定める事項)

第5条 前2条に定めるもののほか、広告掲載事業の実施について必要な事項は、それぞれの広告媒体ごとに、広告掲載事業を実施する部長が別に定める。

(審査機関)

第6条 広告掲載事業の可否を審査するため、西条市広告掲載事業審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は副市長とし、委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 経営戦略部長

(2) 総務部長

(3) 財務部長

(4) 産業経済部長

(5) 審査案件に関係する部長

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、新たな広告掲載事業を始めようとする場合又は広告掲載事業について疑義が生じた場合において、委員長が必要があると認めるときに、委員長が招集し、議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、審査会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他特に必要があると認めるときは、審議会の会議に付すべき事案について持ち回りにより審査をさせることができる。

5 委員長は、広告を掲載する広告媒体を所管する課等の長を審査会の会議に出席さ

せ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

- 6 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告に関する責任)

第8条 掲載した広告に関する責任は、広告主（広告を掲載する事業者等（広告取扱業者を含む。）をいう。以下同じ。）が負う。

- 2 広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載事業が中止され、それによって生じた経費は、広告主が負担する。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、行政改革推進担当部署において処理する。

(その他)

第10条 広告掲載事業は、この訓令に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令等の定めるところに従い、適正に行われなければならない。

- 2 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年5月30日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第2号）抄

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月1日訓令第1号）

この訓令は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月26日訓令第25号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年11月28日訓令第35号）

この訓令は、平成29年11月28日から施行する。

附 則（令和2年3月23日訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日訓令第25号）

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。